

## 令和7年度駒札設置業務受託候補者選定募集要項

### 1 事業名

令和7年度駒札設置業務委託

### 2 委託業務の事業内容

詳細仕様書のとおり

### 3 委託金額の上限

33,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 4 委託期間

委託の日から令和8年3月31日まで

### 5 参加事業者の資格

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

（1）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であつて、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者。

ア 参加申込み日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

（2）前号に該当せず、かつ、次のアからカに掲げる条件を満たす者。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施工令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
- エ 国税及び地方税の未納がないこと。
- オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- カ 5（1）イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

## 6 参加事業者の提出物

### (1) 参加申込書・・・1部

様式（別紙3）に記入すること。

### (2) 提案書・・・5部

提案内容及び実績等について簡潔に記載すること。様式・ページ数は任意。提案書雛形（別紙1）へ入力することで作成できる提案書でも受入可能とする。但し、1事業者につき1案のみ提出とし、次のアからキの記載は必須とする。

- ア 盤面形状について、形状変更の許容度
- イ 盤面掲載デザイン、レイアウトの提案
- ウ 盤面加工～印刷、塗装に関わる技術
- エ 掲載文言の翻訳体制・手法・フロー
- オ 設置に関わる体制
- カ 設置に関わる施工技術
- キ 1基あたりの設置スケジュール
- ク 施工実績

### (3) 見積書・・・1部

業務において生じる全ての作業経費を記載するものとする。様式は任意。但し、消費税10%として消費税込みの見積総額を記載すること。

なお、5（2）に該当する事業者は、（1）～（3）に加え、以下の書類を提出すること。

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（コピー不可）
- ・印鑑証明書（コピー不可）
- ・納税証明書（国税及び地方税）（コピー不可）
- ・誓約書（別紙4）
- ・使用印鑑届（別紙5）

いずれも申請日前3箇月以内に発行のもの。

### (4) 提出期限

令和7年8月5日（火）午後5時 必着

### (5) 提出方法

下記8の担当課まで直接持参又は郵送すること。

## 7 プロポーザルに係る質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質問ができる者は、上記「5 応募資格」を満たしているものとする。

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。なお、FAX又は電子メールの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

### (1) 提出・問合せ先

下記8の担当課

### (2) 提出期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月24日（木）までの午前9時から午後5時までとする。

### (3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和7年7月28日（月）までに観光MICE推進室のホームページに公開することによって行う。

## 8 担当課

京都市産業観光局観光MICE推進室（担当：西原、丸岡）

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル7階

TEL：075-746-2255

FAX：075-213-2021

メール：[kanko-mice@city.kyoto.lg.jp](mailto:kanko-mice@city.kyoto.lg.jp)

## 9 提案の審査、受託候補者の選定等

### (1) 審査方法

観光MICE推進室長、観光企画課長、観光MICE推進室受入環境整備係長、文化財保護課文化遺産普及活用係長の計4名の選定委員により審査を行う。

### (2) 審査期間

令和7年8月6日（水）～8月12日（火）頃（期間を延長する場合あり）  
また、期間中、必要に応じて参加事業者に対しヒアリングを行う。

### (3) 審査・採点方法、採点基準

選定委員4名が以下の採点基準に基づき個別に採点したうえで、選定委員で協議した結果を各事業者の得点とする。

ア 提案書（計100点満点）

- ・提案内容のわかりやすさ
- ・盤面加工～印刷、塗装に関わる技術的な内容および実現性

- ・ 翻訳について、どのようにして直訳ではなく、わかりやすく翻訳することを担保しているか手法や体制等
  - ・ 設置に関わる施工技術等
- イ 設置管理運営体制（計 20 点満点）  
「これまでの実績」「適切なスケジュール管理ができる体制」「柔軟に制作できる体制」等
- ※選定委員 4 名が個別に採点したうえで、選定委員で協議した結果を各事業者の得点とする。
- ウ 見積価格（参加事業者数の 2 倍が満点）  
参加事業者数の 2 倍を満点として最も評価の高い事業者に、以下満点から 1 点ずつ減じた点数を 2 番目以降の事業者に順に与える。なお、同点の場合は、市内中小企業に該当する者を上位とする。
- (4) 受託候補者の決定  
(3) ア～ウの採点を合計して各事業者の得点とし、得点の高い順に事業者の順位を決定する。最も順位が高く、かつ (3) アの採点が 50 点以上である事業者を、受託候補者として選定する。
- ※参加事業者が 1 者であった場合、採点結果が (3) アにおいて 70 点以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合に限り、選定します。
- (5) 選定結果の通知、審査内容の開示  
選定結果は、参加した各事業者に通知する。また、審査内容は次のアからエのみ開示する。
- ア 参加事業者数
  - イ 当該事業者の順位及び合計得点
  - ウ 選定事業者の事業者名、合計得点
  - エ その他の参加事業者名

## 10 その他

### (1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからカに留意し参加すること。

- ア 確実に制作可能な内容を提案すること。
- イ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- エ 提案時提出物について、本市は提出者に無断で使用しない。
- オ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。
- カ その他、募集要項及び仕様書の内容に疑義がある場合は、京都市観光 MICE 推進室担当者に問い合わせること。

(2) 選定結果の公表

選定後は選定業者名及び評価合計点等をホームページで公表する。

1.1 スケジュール（予定）

令和7年7月18日（金）	公募開始
7月24日（木）	質問書の提出期限
8月5日（火）	提出書類の提出期限
8月6日（水）	選定委員による審査
～8月12日（火）	候補者の決定
8月13日（水）	契約締結